

工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。

）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第2条 法第4条の2第1項に規定する区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該区域における緑地（法第4条第1項第1号に規定する緑地をいう。以下同じ。

）及び環境施設（同号に規定する環境施設をいう。以下同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（第4条において「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（次条において「準工業地域」という。）	100分の15以上	100分の20以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域（次条において「工業地域等」という。）	100分の10以上	100分の15以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第3条 特定工場（法第6条第1項に規定する特定工場をいう。第5条において同じ。）の敷地が準工業地域、工業地域等又は前条に規定する区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下この条において「敷地割合」という。）につき、準工業地域又は工業地域等の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について当該敷地割合が最も高い区域に係る前条の規

定を適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について同条の規定は適用しない。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第4条 環境施設以外の施設又は工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第4条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第5条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（既存工場等に係る緑地及び環境施設の面積の算定）

2 昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第2条に規定する区域内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設（法第4条第1項第1号に規定する生産施設をいう。以下同じ。）の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第2条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、規則で定める方法により行うものとする。